



2020年1月21日

各 位

会社名 サムティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 靖展
(東証第一部・コード3244)
問合せ先 執行役員 経営管理本部長 平山 好一
電話番号 03-5224-3139

譲渡制限付株式報酬制度及び株価連動型ポイント制金銭報酬制度に係る
報酬額の改定に関するお知らせ

当社は、2020年1月21日開催の取締役会において、2019年2月27日開催の第37期定時株主総会にてご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度A」といいます。）及びポイント制金銭報酬制度（以下「本制度B」といいます。）に係る報酬額の改定を行うことを決議し、関連する議案を2020年2月27日開催予定の第38期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度A及び本制度Bの概要

本制度Aは、社外取締役を除く当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象として、退任時に譲渡制限を解除する条件を付して株式を割り当てる報酬制度です。

本制度Bは、本制度Aにより交付される譲渡制限付株式の譲渡制限解除時の納税資金相当額を金銭報酬として支給することで、退任後も長期にわたって引き続き株式を保有することを促すことを目的として、本制度Aによる譲渡制限付株式の譲渡制限解除時の株価に連動して金銭を支払う制度です。毎年、本制度Aにより交付する譲渡制限付株式数の50%のポイント（1ポイント＝1株相当）を付与し、譲渡制限付株式の譲渡制限解除時に保有するポイント数に譲渡制限解除日の株価を乗じた金額を金銭で支払うものです。

2. 改定の目的及び条件

今般の改定は、株主の皆様との利害の共有をより一層強化し、当社の企業価値の持続的な向上を図る更なるインセンティブを柔軟に付与できるようにすることを目的とするものであり、対象取締役の報酬を改定するものであることから、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

3. 改定の内容

(1) 本制度 A

本制度 A に基づく株式の付与のために支給する金銭報酬額の総額を年額 100 百万円以内から年額 300 百万円以内に、本制度 A に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数を年 100,000 株以内から年 300,000 株以内に、それぞれ改定いたします。

(2) 本制度 B

本制度 B に基づき支払われる金銭の計算の基礎となるポイント（1 ポイント＝1 株相当）につき、年間付与ポイント総数の上限を 100,000 ポイントから 300,000 ポイントに改定いたします。

以 上